

スポーツ施設の使用料(市が直接管理している施設)

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位:円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
春日公園テニスコート、伊勢館公園テニスコート	コート			1面1時間	100	
	夜間照明設備				200	
春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備			350		
	夜間照明設備			1時間	2,000	
大東バレーボール記念館、大東勤労者体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	200	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		400	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
飛ヶ森キャンプ場 黄金山キャンプ場					無料	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 やむを得ない事情により定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料の額は、その超える時間1時間につきこの表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 この表に掲げる以外の附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める使用料(指定管理者が管理するスポーツ施設にあっては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金)を合わせて納付しなければならない。

(2) 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の2倍に相当する額。ただし、附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

2 営利を目的とする場合

区分	使用料
物品販売及び興行を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の10倍に相当する額
その他の営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の5倍に相当する額

備考 附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

### 3 その他の場所

区分	使用料
営利を目的としない場合の表に掲げる以外のスポーツ施設の場所を利用する場合	規則で定める額(指定管理者が管理するスポーツ施設にあつては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額)